

**会津若松市
地域包括支援センター
設置運営法人募集要項
(再公募)**

令和7年11月
会津若松市高齢福祉課

目次

1	募集の趣旨	．．．．．	1
2	募集の概要	．．．．．	1
3	応募資格	．．．．．	4
4	募集及び選定のスケジュール	．．．．．	4
5	応募に関する事項	．．．．．	5
6	応募に関する事務手続き	．．．．．	6
7	選定及び審査に関する事項	．．．．．	7
8	欠格事項（重要事項）	．．．．．	8
9	留意事項	．．．．．	9
10	問い合わせ先	．．．．．	9

1 募集の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行う機関です。地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括ケアシステムの構築に向けた中心的な役割を担う機関として設置しています。

現在、本市では7カ所にセンターを設置しており、そのうち下記圏域における令和8年度からのセンター設置運営法人について募集を行います。なお、当募集により選定されたセンター設置運営法人には、市から「会津若松市地域包括支援センター事業」を始めとする業務の業務委託を行う予定です。

2 募集の概要

(1) 募集圏域

エリア	センター名称	担当地域	高齢者人口	人口
若松第5圏域	会津若松市 若松第5地域包括支援センター	一箕・松長小学校区 湊学園区	5,904人	19,476人

※人口については会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画より（令和5年10月1日現在）

(2) 人員体制

本市のセンターにおける職員は、国の示す基準に従い、高齢者人口に応じた数の3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）を配置することを基本とします。また、3職種の他にセンターの機能強化を図るため認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター、事務職員各1名を配置することとしています。

若松第5圏域（一箕・松長小学校区、湊学園区）は、高齢者人口が3,000人以上6,000人未満の見込みであることから、最低限、下表に示す人数を配置する必要があります。

職種	合計	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等	認知症地域支援推進員	生活支援コーディネーター	事務職員
人数	6人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

センターには、センター職員がそれぞれ持つ専門性や知識をチームアプローチにより効率的・効果的に発揮するため、センター所長を配置することとしています。なお、センター所長は上表の職員を兼ねることができるものとします。人員体制の詳細については別紙1「会津若松市地域包括支援センターに関する考え方及び委託予定業務」によるものとします。

(3) 地域包括支援センター運営の方針

センターを運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って委託業務及び指定介護予防支援業務を行うこととします。なお、具体的な業務の内容については別紙１「会津若松市地域包括支援センターに関する考え方及び委託予定業務」によるものとします。

- ・ 会津若松市の委託事業であることを念頭において、中立・公正な運営を行うこと
- ・ 地域住民からの意見を運営に反映させること
- ・ 地域住民からの苦情を解決する体制をとり、サービス向上に努めること
- ・ 職員の資質向上を図り、質の高いサービス提供に努めること
- ・ 個人情報の保護を徹底すること
- ・ 効率的な運営を行うこと
- ・ 関係施設、関係機関との適切な連携に努めること
- ・ 本市の地域包括支援センター事業運営方針に沿った運営を実施すること
- ・ 本市の高齢者保健福祉施策推進に協力すること
- ・ 本市による監査や運営部会の指示等に従うこと
- ・ 関係法令などを遵守した運営を行うこと 等

(4) 委託の期間

委託業務の期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとし、契約締結日から令和８年３月３１日までは引継ぎ及び準備行為の期間とします。

※本市及び受託者が継続して契約する意向がある場合は、令和９年度以降も随意契約により委託する場合があります。ただし、設置運営法人が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない場合等継続することが適当でないと判断される場合には、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

(5) 運営に要する経費の取扱い

① 運営財源（令和７年度の例）

センターの運営財源は、以下を基本とします。なお、委託料の詳細については別紙１「会津若松市地域包括支援センターに関する考え方及び委託予定業務」を参照してください。

ア 介護報酬

- ・ 介護予防サービス計画費（指定介護予防支援業務）
- ・ 介護予防ケアマネジメント費（第１号介護予防支援業務）

イ 業務委託料

- ・ 地域包括支援センター事業委託料
- ・ 第二層生活支援体制整備事業委託料

※イ 業務委託料に含まれる経費

人件費、福利厚生費、旅費、職員研修費、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食料費）、修繕費、役務費（通信運搬費、保守点検料、保険料）、

備品購入費、委託料、賃借料、負担金、諸雑費 等

ウ その他の業務委託料 ※受託は任意

- ・介護予防教室事業委託料
- ・家族介護者交流事業委託料
- ・個別避難計画作成業務委託料 等

② 指定介護予防支援業務及び第1号介護予防支援業務の委託

介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費全額を受託法人の収入としますが、指定介護予防支援業務及び第1号介護予防支援業務の一部委託を行う場合は、介護予防サービス計画費又は介護予防ケアマネジメント費から必要な額を居宅介護支援事業所へ委託料として支払うこととします。

(6) 設備に関する基準

① 事業所の設置場所

事業所を募集圏域内に設置します。なお、設置に際しては、圏域内の住民の来所のしやすさを考慮して設置してください。

② 事務室に関する設置基準

原則として、センターの事務室は独立で設置することし、併設する居宅介護支援事業所等の事務室と共有することは認めません。また、事務室は事務机やケースファイル、書籍等を管理できるスペースを確保してください。

③ 相談室に関する設置基準

大人5人程度がテーブルを囲んで話せる程度のスペース（プライバシーが確保されるよう、他のスペースとは別室とすることを基本とします。）を確保してください。

④ 設置すべき設備（Eメール等の活用）

担当区域の住民の情報の閲覧や、相談記録の入力・共有等を行うシステムをインストールしたノートパソコンを以下の台数分市が用意します。当該パソコンでは、個人情報扱うため、システム専用パソコンとして、通常のネットワークとは分離した形で配置することとなります。この費用は、本市が負担することを基本とします。

圏域	配置台数
若松第5圏域	3台

そのほか、センター設置運営法人は、センター専用のパソコン端末（Word 及び Excel は必ずインストール）を別途必要台数用意し、インターネットへの接続やEメールの使用が可能な環境を整備することを要件とします。これらのパソコンを使用するため、各職員はインターネット、Word、Excel 等に関する初歩的なパソコンスキルを持っていることが必要です。

また、パソコンの設置と同様に、センター専用の電話回線も開設してください。

なお、これらの費用は運営法人が負担するものとします。

⑤ 看板の設置

センター用の看板を、市民から見て分かりやすい場所に設置することとします。

なお、費用は運営法人が負担するものとします。

3 応募資格

センターの設置運営を円滑かつ安定して実施できる者で、次の要件を全て満たす者としてします。

(1) 法人であること（法人格を有していること）。

なお、複数の法人により構成されたグループによる応募は認めません。

(2) 以下の2つの要件をともに満たすこと。

- ・ 令和7年10月31日現在、継続して2年以上、介護保険サービスを提供する事業所を会津若松市内に有すること。
- ・ 令和7年10月31日現在、継続して2年以上、会津若松市内で介護保険サービスの提供実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消しを受けたことがないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により更生又は再生手続きをしていない法人であること。

(8) 法人の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は拘禁以上の刑に処せられている者がいないこと。

(9) 法人の役員に、暴力団員又は暴力団関係者がいないこと。

(10) 会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(11) 令和6年度及び令和7年度において会津若松市税に未納がない法人であること。

(12) 法人の理事その他の役員に会津若松市の特別職及び一般職の職員が就任していないこと。

(13) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第2項に規定する要件に該当しないこと。

4 募集及び選定のスケジュール

(1) 募集・選定スケジュール

① 公告

令和7年10月31日（金）

- ② 質問の受付 令和7年10月31日（金）から11月6日（木）まで
- ③ 質問への回答 令和7年11月7日（金）
- ④ 応募書類の配達指定日 令和7年11月17日（月）

※差出日は差出郵便局に事前に確認すること。

- ⑤ 提案審査（プレゼンテーション） 令和7年11月20日（木）

※日程変更の可能性あり。正式には後日通知する。

- ⑥ 運営候補者選定・選定結果の通知 令和7年11月下旬
- ⑦ 契約の締結 令和8年1月上旬
- ⑧ 引継ぎ期間 契約締結日～令和8年3月31日（火）
- ⑨ センター運営開始 令和8年4月1日（水）

(2) 選定後の契約・準備行為等

① 委託契約の締結

運営候補者選定後、委託契約（引継ぎ期間を含む）を締結します。委託契約締結後、介護保険法第115条の46第3項に定める「地域包括支援センター設置届」を提出していただきます。

※委託契約の締結については、会津若松市議会での予算の成立が必要となります。会津若松市議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがあります。なお、契約しなかった場合においても、応募に要した費用や、本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については一切補償しません。

② 準備行為等

センター設置運営法人として新たに当該圏域を担当することになった法人は、委託契約締結後、円滑なセンター設置運営業務を実施するため、必要な準備行為にかかるものとします。また、市の指示に従い当該圏域を現在運営している法人から業務引継ぎを受けるものとします。

なお、準備行為及び引継ぎに要した費用は、選定された法人の負担とします。

③ その他

契約締結までの間にセンターに関する業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、委託契約を締結しない場合があります。この場合において準備行為等のために支出した費用などについては、補償しません。

5 応募に関する事項

(1) 提出する書類

- ① 別紙2「会津若松市地域包括支援センター設置運営法人募集 提出書類一覧」をご確認ください。別紙2を先頭に、一覧の順番に提出書類を整理し、ページ番号を付番し、提出してください。
- ② 提出書類ごとにインデックス付きの仕切りを入れ、インデックスに書類名を記載してください。

- ③ 全体をファイル又はバインダー等に綴り、表紙と背表紙に「令和7年度 会津若松市地域包括支援センター設置運営法人応募書類」及び法人名を記載してください。
- ④ 所定様式はA4縦サイズで作成するものとし、所定様式が定められているもの以外は、A4縦サイズで、図面等A4に収まらないものは、A4サイズに折りたたんで提出してください。
- ⑤ 応募書類は10部作成し、1部を正本、9部を副本（写し）として提出してください。なお、副本は正本のコピーで可とします（原本証明は不要）。
- ⑥ 応募書類提出後は、応募書類の内容の修正や変更、追加はできません。
- ⑦ 提出された応募書類は全て返却しません。
- ⑧ 応募書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限りします。

(2) 応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(3) 留意事項

- ① 応募する法人は、法人内の正式な意思決定を経て応募してください。なお、本件業務の受託にあたり、定款、寄附行為等の変更が必要になる場合については、応募前に変更認可が完了していることまでは求めませんが、変更認可の見込みについて、あらかじめ所轄庁への事前協議をお願いします。
- ② 応募者は応募申込書の提出をもって本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- ③ 1つの応募に対して、複数の提案はできません。
- ④ 応募者が提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、提案内容の公表その他、市が必要と認める場合には、市は、提出された書類の全部又は一部を応募者の同意を得たうえで、無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第1号）の規定に基づき、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑤ 応募書類提出後に、追加資料を求める場合がありますので応じてください。
- ⑥ 応募書類提出後に辞退する場合は、その旨の書面（様式任意）を提出してください。

6 応募に関する事務手続

(1) 応募書類の配布

① 配布方法

市のホームページからダウンロードしてください。市高齢福祉課でも配布しています。

URL：<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2025092500021/>

② 配布期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月14日（金）まで

※窓口での配布は期間内の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和 7 年 10 月 31 日（金）から令和 7 年 11 月 6 日（木）まで

② 質問方法

質問票（様式 10）に質問内容を簡潔にまとめて入力し、電子メールに添付し、高齢福祉課宛てに送信してください。質問は、電子メールでのみ受け付け、その他の方法による質問は、原則として受け付けません。なお、電子メール送付後には、その旨を高齢福祉課へ電話連絡してください。

メールアドレス：korei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

③ 質問の回答

令和 7 年 11 月 7 日（金）までに電子メールで回答することとし、あわせて市のホームページにおいて公表します。

(3) 応募書類の提出方法

① 提出方法

「簡易書留郵便」又は「一般書留郵便」の「配達日指定郵便」により、②に示す配達指定日に、会津若松市役所に到着するよう郵送してください。

※高齢福祉課へ直接持参した場合は、受理できませんので、ご注意ください。

② 配達指定日

令和 7 年 11 月 17 日（月）

③ 郵便局窓口差出開始日

令和 7 年 11 月 7 日（金）

④ 郵便局窓口差出期限日

令和 7 年 11 月 14 日（金）

※配達日指定郵便は、郵送できる期間が限られており、上記は一般的な差出期間です。

発送地により期間が異なる場合があるため、必ず差出郵便局で事前に確認すること。

⑤ 郵便宛名（封筒記載のこと）

〒965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号 会津若松市役所高齢福祉課 行

「会津若松市地域包括支援センター設置運営法人応募書類」在中

7 選定及び審査に関する事項

(1) 選定について

公募の趣旨に鑑み、事業計画及び提案内容等を総合的に審査し、優れた提案をした者を運営候補者として選定します。

選定にあたっては、有識者等により構成する「会津若松市地域包括支援センター設置運営候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、その審査結果を踏まえ、会津若松市介護保険運営協議会包括的支援事業運営部会の議を経た上で、会津若松市長が運営候補者を決定します。

(2) 提案審査の実施

- ① 応募者を対象として、令和7年11月20日（木）に、選定委員会による提案審査を行います。
- ② 提案審査は、プレゼンテーション形式で行います。
- ③ 提案審査には、3名以内で出席してください。提案審査を欠席した場合、または指定された参集時刻までに参集していない場合は、その理由に関わらず、当該者は提案審査を辞退したものとみなします。
- ④ 説明時間は1事業者あたり5分以内とします（質疑応答時間は別途）。
- ⑤ 選定委員会では、事前に提出した応募書類に基づく説明を行い、追加資料の配布や投影は禁止とします。
- ⑥ **提案審査の日程は変更になる場合があります。**詳細については、応募者へ別途お知らせいたします。

(3) 審査について

プレゼンテーション終了後に、選定委員会において、それぞれの事業計画を審査項目に照らして採点の上、運営候補者を選定します。

また、審査結果によっては、運営候補者を選定しない場合があります。

(4) 選定結果の公表

すべての応募者へ文書で選定結果を通知するとともに、市のホームページにおいて公表します（令和7年12月上旬予定）。

8 欠格事項（重要事項）

次の要件に該当した応募者及び運営候補者は、応募書類の内容や審査結果等に関わらず不適とします。

- (1) 運営候補者の選定段階において、選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- (2) 応募書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- (3) 応募書類を6(3)①に定める提出方法以外の方法により提出した場合
- (4) 応募書類が6(3)②に定める配達指定日以外の日に到着した場合
- (5) 応募資格の要件を満たさないこととなった場合

- (6) その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと会津若松市長が認める場合

9 留意事項

(1) 資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

(2) 一括再委託等の禁止

契約の履行の全部又は主たる部分を一括して再委託することは禁じます。業務の一部を再委託する場合は、事前に書面により市からの承諾を得ることとします。

(3) その他

募集要項に定めのない事項については、本市の指示によるものとします。また、募集要項は現在の制度及びセンターの運営状況等をもとに作成したものであり、今後の国の動向等により変更があり得ます。

10 問い合わせ先

担 当：会津若松市 高齢福祉課 地域支援グループ

住 所：〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

電 話：0242-39-1290（直通） F A X：0242-39-1431

メール：korei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp